

5 著作物

第2条（定義）

一 著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

著作権法では、著作物は、

**「(a)思想又は感情を (b)創作的に (c)表現したものであつて、
(d)文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」**

と定義されています。

具体的にどのようなものが著作物であるのかは、6頁の表に例示されていますが、これらはあくまでも例示であって、著作物はこれだけに限りません。

上記の定義にあてはまるもの（以下の要件をすべて満たすもの）は、次ページの表に掲げられていないものであっても、著作物に該当することになります。

(a) 「思想又は感情」を

「東京タワーの高さ：333メートル」といった「単なるデータ」など（人の思想や感情を伴わないもの）が著作物から除かれます。

(b) 「創作的」に

他人の作品の「模倣品」など（創作が加わっていないもの）が著作物から除かれます。また、「ありふれたもの」（誰が表現しても同じようなものになるもの）も創作性があるとはいえません。

(c) 「表現したもの」であつて

「アイデア」など（表現されていないもの）が著作物から除かれます（ただし、アイデアを解説した「文章」は表現されているため著作物になり得ます）。

(d) 「文芸、学術、美術又は音楽の範囲」に属するもの

「工業製品」などが著作物から除かれます。

（注）「特許権」は「アイデア」を保護し、「著作権」は「表現」を保護しています。このため、例えば、ある「薬」の製法について特許権が付与されている場合、1) その製法に従って、その薬を「製造・販売」すること（アイデアの利用）は、特許権の侵害となります、2) その製法を書いた「論文をコピー」することは、「表現」を利用しているため、「著作権」の侵害になります。

① 保護を受ける著作物

我が国の著作権法によって保護を受ける著作物（無断で利用してはいけない著作物）は、次のいずれかに該当するものです（第6条）。

【国籍条件】日本国民が創作した著作物

【発行地条件】最初に日本国内で発行（相当数のコピーが頒布）された著作物（外国で最初に発行されたが発行後30日以内に国内で発行されたものを含む）

【条約の条件】条約により我が国が保護の義務を負う著作物

また、次の著作物については、著作権の目的とはならないとされています（第13条）

- (イ) 憲法その他の法令（地方公共団体の条例、規則を含む。）
- (ロ) 国、地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人の告示、訓令、通達など
- (ハ) 裁判所の判決、決定、命令など
- (ニ) (イ)から(ハ)の翻訳物や編集物（国、地方公共団体又は独立行政法人・地方独立行政法人が作成するもの）

② 著作物の種類

「一般の著作物」

著作物の定義については、前述しましたが、著作権法では、次の表に掲げられているように、著作物の種類を例示しています（第10条）。なお、事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、著作物に該当しません（第10条第2項）。

言語の著作物	講演、論文、レポート、作文、小説、脚本、詩歌、俳句など
音楽の著作物	楽曲、楽曲を伴う歌詞など
舞踊、無言劇の著作物	日本舞踊、バレエ、ダンス、舞踏、パントマイムの振り付け
美術の著作物	絵画、版画、彫刻、マンガ、書、舞台装置、茶碗、壺、刀剣等の美術工芸品
建築の著作物	芸術的な建築物
地図、図形の著作物	地図、学術的な図面、図表、設計図、立体模型、地球儀など
映画の著作物	劇場用映画、アニメ、ビデオ、ゲームソフトの映像部分などの「録画されている動く画像」
写真の著作物	肖像写真、風景写真、記録写真など
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

（注）著作物として保護されるためには、「映画の著作物」を除き、「固定」（録音、録画、印刷など）されている必要がありますので、「原稿なしの講演」や「即興の歌」なども保護の対象となります。

「二次的著作物」

ある外国の小説を日本語に「翻訳」した場合のように、原作に新たな創作性を加えて創られたものは、原作となった著作物とは別の著作物として保護されます。このような著作物は、「二次的著作物」と呼ばれています。小説を「映画化」したもの、既存の楽曲を「編曲」したものなども二次的著作物に該当します（第2条第1項第11号、第11条）。

なお、二次的著作物の創作に当たっては、原作の著作者の了解が必要です。また、第三者が二次的著作物を利用する場合、「二次的著作物の著作者」の了解のほか、「原作の著作者」の了解も得ることが必要です（22頁参照）。

5

「編集著作物」と「データベースの著作物」

詩集、百科事典、新聞、雑誌のような「編集物」のうち、どのようなものを選択し、どのような順序で配列するかといった点について創作性があるものは、そこに収録されている個々の著作物とは別に、全体として「編集著作物」として保護されます（第12条）。

したがって、編集物全体を利用する場合は、個々の著作物すべての著作権者の了解を得るとともに、編集著作物としての著作権者の了解も得なければなりません。

このような編集物のうち、コンピュータで検索できるものを「データベースの著作物」といいます（第2条第1項第10号の3、第12条の2）。

なお、編集著作物やデータベースの著作物の個々の素材が著作物の場合もあれば、単なるデータ等の場合もあります。

「共同著作物」

2人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与分を分離して個別に利用できないものを「共同著作物」と呼びます（第2条第1項第12号）。具体的には、誰がどこを分担すると決めずに共同で書いた場合など、それぞれの人が書いた（創作した）部分を明確に区別できない場合のことです。ただし、第1章はAさん、第2章はBさんと分担するところを定めて書いた場合はこれに当てはまりません。

また、共同著作物の場合は、原則として、全員が共同で（全員一致の意思により）その権利を行使することとされており（第64条第1項、第65条第2項）、著作権の保護期間は、最後に死亡した著作者の死亡時から起算されます（第51条第2項）。

6 著作者

第2条（定義）

二 著作者 著作物を創作する者をいう。

① 「著作者」とは

著作者とは、「著作物を創作する者」のことです（第2条第1項第2号）。一般には、小説家や画家、作曲家などの「創作活動を職業とする人」だけが著作者になると考えられがちですが、創作活動を職業としていなくても、作文・レポートなどを書いたり、絵を描いたりすれば、それを創作した人が著作者になります。つまり、小学生や幼稚園児などであっても、絵を描けばその絵の著作者となり、作文を書けばその作文の著作者となります。上手いか下手かということや、芸術的な価値などといったことは、一切関係ありません。

また、私たちが手紙を書けば、多くの場合、その手紙は著作物となります。スマートフォンで写真を撮影した場合も、一般的に著作物に該当すると考えられます。このように、私たちは、日常生活を送る中で、多くの著作物を創作しています。ただ、そうした著作物が出版や放送等によって経済的な価値を伴って利用されることがほとんどないため、著作者であることや著作権を有していることを意識することが少ないだけのことです。

なお、著作者とは「著作物を創作する者」のことであるため、著作物の創作を他人や他社に委託（発注）した場合は、料金を支払ったかどうか等にかかわりなく、実際に著作物を創作した「受注者側」が著作者となります。このため、発注者側が納品後にその著作物を利用（例：自社のコピー機による増刷など）するためには、そのための契約をあらかじめ交わしておくことが必要になります。



② 法人著作（職務著作）

著作者になり得るのは、通常、実際の創作活動を行う自然人たる個人ですが、創作活動を行う個人以外が著作者となる場合が法律により定められています。例えば、新聞記者によって書かれた新聞記事や、公務員によって作成された各種の報告書などのように、会社や国の職員などによって著作物が創作された場合などは、その職員が著作者となるのではなく、会社や国が著作者となる場合があります（第15条）。

しかし、会社や国の職員などが創作した著作物のすべてについて、会社や国などが著作者になるわけではありません。次に掲げる要件をすべて満たす場合に限り、会社や国などが著作者になります（なお、プログラムの著作物については、公表されない場合も多いため、(d) の要件を満たす必要はありません）。

【法人著作の要件】

- (a) その著作物をつくる「企画」を立てるのが法人^(注) その他の「使用者」（例えば、国や会社など。以下「法人等」という）であること
- (b) 法人等の「業務に従事する者」が創作すること
- (c) 「職務上」の行為として創作されること
- (d) 「公表」する場合に「法人等の著作名義」で公表されるものであること
- (e) 「契約や就業規則」に「職員を著作者とする」という定めがないこと

(注) 著作権法上の「法人」について

著作権法上の「法人」には、「法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの」を含むこととされています（第2条第6項）。このため、自治会、PTAのような団体も著作者となる場合があります。

③ 「映画の著作物」の著作者

「映画の著作物」については、「プロデューサー」、「監督」、「撮影監督」、「美術監督」など、映画の著作物の「全体的形成に創作的に寄与した者」が著作者となります。原作、脚本、映画音楽など、映画の中に「部品」などとして取り込まれている著作物の著作者は、全体としての「映画」の著作者ではありません（映画を利用するときは、これらの「部品」なども同時に利用されるため、これらの人々の了解も得ることが必要です）（第16条）。